

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	生活保護に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

五泉市は、生活保護に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることをここに宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

新潟県 五泉市長

公表日

令和6年11月6日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護に関する事務
②事務の概要	生活保護法に基づき、生活に困窮する世帯からの相談・申請を受け、困窮の程度に応じて保護を決定し、その最低生活保障のための各種扶助（生活扶助、住宅扶助、教育扶助、医療扶助※、介護扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助）を行うとともに、自立に向けた支援を行う。 ※医療扶助の実施にあたっては、以下の業務を含むものとする。（オンライン資格確認業務） ①生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携 ②医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理 ③医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務 ④医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等
③システムの名称	1. 生活保護システム（SWAN） 2. 中間サーバ 3. 統合宛名管理システム 4. 医療保険者等向け中間サーバー等
2. 特定個人情報ファイル名	
被保護者ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）（平成25年5月31日法律第27号）第9条第1項 別表第23の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）（平成25年5月31日法律第27号）別表の主務省令で定める事務を定める命令第15条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表（別表における情報提供の根拠） 第3欄（情報提供者）が「都道府県知事等」の項のうち、第4欄（特定個人情報）に「生活保護関係情報」が含まれる項（13、14、18、20、28、37、40、42、48、49、53、59、63、69、74、75、76、86、87、89、96、108、125、132、141、144、151、155、158、161、167、168、169、170、171、172の項） （情報照会の根拠） 第1欄（情報照会者）が「都道府県知事等」の項で、第2欄（事務）に「生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務」が含まれる項（42の項）
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉課
②所属長の役職名	健康福祉課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	五泉市総務課 新潟県五泉市太田1094番地1 TEL:0250-43-3911

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	五泉市健康福祉課 新潟県五泉市太田1094番地1 TEL:0250-43-3911
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人未満(任意実施)]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
基礎項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	複数人での確認や上長による最終確認を行った上でマイナンバーの紐付けを行い、その記録を残している。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 〇 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
	当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	当市側のシステムにおいては、情報提供ネットワークシステムで情報照会を行うことができる端末、職員、参照範囲が必要最小限となるよう、アクセス制限を設定している。また、アクセス権限の所持者には、事務取扱担当者の研修において離席時のログアウト徹底を呼びかけており、監査も実施している。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属等の役職名	健康福祉課長 浅井 隆子	健康福祉課長	事後	
	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	平成27年5月1日 時点	令和元年5月1日 時点	事後	
	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成27年5月1日 時点	令和元年5月1日 時点	事後	
	IVリスク対策		別紙評価書のとおり	事後	様式改正による追加
	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	令和元年5月1日 時点	令和2年5月1日 時点	事後	
	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和元年5月1日 時点	令和2年5月1日 時点	事後	
	I 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	1. 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	1. 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事後	
	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	令和2年5月1日 時点	令和3年10月1日 時点	事後	
	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和2年5月1日 時点	令和3年10月1日 時点	事後	
	I 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	生活保護法に基づき、生活に困窮する世帯からの相談・申請を受け、困窮の程度に応じて保護を決定し、その最低生活保障のための各種扶助(生活扶助、住宅扶助、教育扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助)を行うとともに、自立に向けた支援を行う。	生活保護法に基づき、生活に困窮する世帯からの相談・申請を受け、困窮の程度に応じて保護を決定し、その最低生活保障のための各種扶助(生活扶助、住宅扶助、教育扶助、医療扶助※、介護扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助)を行うとともに、自立に向けた支援を行う。 ※医療扶助の実施にあたっては、以下の業務を含むものとする。(オンライン資格確認業務) ①生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携 ②医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理 ③医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務 ④医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等		
	I 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1. 生活保護システム(SWAN) 2. 中間サーバ 3. 宛名管理システム	1. 生活保護システム(SWAN) 2. 中間サーバ 3. 統合宛名管理システム 4. 医療保険者等向け中間サーバー等		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 関連情報 1 特定個人情報 ファイルを取り扱う事務 ②事 務の概要	1. 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供 の制限)及び別表第二(別表第二における情報 提供の根拠)第3欄(情報提供者)が「都道府県 知事等」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に 「生活保護関係情報」が含まれる項(9、10、1 4、16、24、26、27、28、30、31、 37、38、42、50、53、54、61、62、64、7 0、87、90、94、104、106、108、113、11 6、120の項)(情報照会の根拠)第1欄(情報 照会者)が「都道府県知事等」の項で、 第2欄(事務)に「生活保護法による保護の決定 及び実施又は徴収金の徴収に関する事務」が 含まれる項(26の項)2. 番号法別表第二の主 務省令で定める事務及び情報を定める命令(別 表第二における情報提供の根拠)第8条、第9 条、第11条、第12条、第17条、第19条、第2 0条、第21条、第22条、第28条、第32条、第 33条、第35条、第39条、第44条、第47条、 第52条、第53条、第55条(情報照会の根拠) 第19条	1. 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供 の制限)及び別表第二(別表第二における情報 提供の根拠)第3欄(情報提供者)が「都道府県 知事等」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に 「生活保護関係情報」が含まれる項(9、10、1 4、16、18、20、24、26、27、28、30、31、 37、38、42、50、53、54、61、62、64、7 0、87、90、94、104、106、108、113、11 6、120の項)(情報照会の根拠)第1欄(情報 照会者)が「都道府県知事等」の項で、第2欄 (事務)に「生活保護法による保護の決定及び 実施又は徴収金の徴収に関する事務」が含ま れる項(26の項)2. 番号法別表第二の主務省 令で定める事務及び情報を定める命令(別表第 二における情報提供の根拠)第8条、第9条、第 11条、第12条、第13条、第14条、第17条、 第19条、第20条、第21条、第22条、第23 条、第24条、第25条、第26条の4、第27条、 第28条、第32条、第33条、第35条、第39 条、第44条、第47条、第52条、第53条、第5 5条、第58条、第59条の2の2、第59条の3 (情報照会の根拠)第19条		
	IIしきい値判断項目 1. 対象 人数	令和3年10月1日 時点	令和5年1月1日 時点		
	IIしきい値判断項目 2. 取扱 者数	令和3年10月1日 時点	令和5年1月1日 時点		
	IVリスク対策 8. 人手を介在 させる作業		別紙評価書のとおり		様式改正による項目追加
	IVリスク対策 11. 最も優先度 が高いと考えられる対策		別紙評価書のとおり		様式改正による項目追加